

生産性向上支援訓練実施機関募集案内

平成30年2月5日

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

神奈川支部関東職業能力開発促進センター

1 趣旨

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構神奈川支部関東職業能力開発促進センター（以下「センター」という。）では、主に神奈川県内の中小企業等が抱える生産性向上に関する課題や人材育成ニーズに対応した職業訓練（生産性向上支援訓練（以下「生産性訓練」という。）を、専門的なノウハウを有する民間機関（コンサル会社・機関、大学等）の教育資源を活用（民間委託）して実施しているところです。

平成30年度においては、生産性訓練の効果的、機動的な展開を図るため、以下のとおり、生産性訓練を実施していただく機関を募集し、基準を満たす民間機関等を生産性訓練の実施機関として認定し、中小企業等の課題や要望等に応じて、認定を受けた機関（以下「認定機関」という。）の中から、センターが訓練実施を委託する実施機関を選定して、生産性訓練を実施してまいります。

なお、本事業では、センターが認定機関の中から中小企業等の課題や人材育成ニーズに応じて、訓練を担当する最適と思われる実施機関を選定しますので、認定機関となった場合でも必ずしも訓練実施業務を受託できるわけではなく、センターが委託することを確約するものではないことにご注意ください。

2 実施機関に委託する業務の種類及び内容

実施機関に委託する業務の内容は、以下のとおりです。

(1) オーダーメイド方式（個別企業に対する訓練）

センターと連携して当該企業に対する訓練コースのコーディネートから実施までを行う。

- ① センターと連携し、個別の中小企業等が抱える生産性向上に関する課題や人材育成ニーズに応じたカリキュラムを、生産性向上支援訓練カリキュラムモデルを基に作成し、中小企業等に提案すること。
- ② センターと連携し、個別の中小企業等と訓練時間、場所、日程、使用機材等の具体的な訓練コースの設定を行うこと。
- ③ 生産性向上支援訓練実施機関募集要領（以下「実施機関募集要領」という。）に基づき、個別の中小企業等の従業員に対して生産性訓練を的確に実施すること。
- ④ その他必要な業務を行うこと。

(2) オープン方式（公開型訓練）

センターは、主に神奈川県内の中小企業等の多くが抱える共通の人材育成ニーズに応じて、実施する訓練分野を決定し、当該分野の訓練を実施する機関を認定実施機関の中から選定することから、選定された実施機関は、センターと連携して地域の中小企業等に対する訓練コースの設定から実施までを行う。

- ① センターと連携し、地域の中小企業等が共通して抱える生産性向上に関する課題や人材育成ニーズに応じたカリキュラムを、生産性向上支援訓練カリキュラムモデルを基に作成すること。
- ② センターと連携し、訓練時間、場所、日程、使用機材等の具体的な訓練コースの設定を行うこと。
- ③ センターからの求めに応じて、地域の中小企業等に対する受講者募集に協力すること。
- ④ 実施機関募集要領（下記の4（2））に基づき、地域の中小企業等の従業員に対して生産性訓練を的確に実施すること。
- ⑤ その他必要な業務を行うこと。

3 認定の要件

生産性訓練の認定機関となるためには、生産性訓練の趣旨・目的を理解し、かつ、次に掲げる条件を全て満たす者であることが必要です。

- (1) 法人格を有する者であること。
- (2) 国又は地方公共団体でない者であること。
- (3) 生産性訓練に関する事務を担当する者（講師との兼務は不可）を1名以上配置し、かつ、個人情報を適切に管理し、個人の権利利益を侵害することなく業務を実施できる者であること。
- (4) 認定申請書提出日から遡って3年以内に、申請する訓練分野のカリキュラム（生産性向上支援訓練カリキュラムモデルのうち該当する訓練分野のカリキュラムをいう。以下同じ。）に関連した内容の職業訓練（Off-JT で実施される職業能力の開発及び向上の促進のための訓練をいう。）を、自社従業員以外の者に対して5コース以上実施した実績を有し、かつ、申請する訓練分野のカリキュラムを効果的に指導できる専門知識、能力、経験を有する者であること。
- (5) 生産性訓練の利用者となる中小企業等（以下「利用事業主等」という。）の課題や要望等を踏まえ、カリキュラムをカスタマイズして提案できる専門知識、能力、経験を有する者であること。
- (6) 別に定める要件を満たす講師を確保できる者であること。
- (7) 次のいずれの事項にも該当しない者であること。
 - ① 生産性訓練の実施に当たり、センターからの指示に適切に従わなかったことがある者
 - ② 過去に行った生産性訓練の受講者又は事業主アンケートにおいて、著しく評価が低かったことがある者

- ③ 生産性訓練の受講者又は利用事業主等からの苦情や要望等に適切に対応しなかったことがある者
- ④ 教材等の著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）違反等、関係法令に違反し処罰の対象又は損害賠償の対象となった者であって、当該事実が判明した日から 2 年を経過していないもの
- ⑤ 税法違反等、公序良俗に違反し、社会通念上、業務を委託することが相応しくないとセンター所長が判断した者又は判断する者
- ⑥ 機構が定める「反社会的勢力への対応に関する規程」第 2 条に規定する反社会的勢力に該当する者
- ⑦ 認定申請書提出日現在において、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）及び労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）その他の労働関係法令に違反したことにより監督官庁から過去 3 か月以内に処分を受けた者、同法令違反容疑で有罪判決を宣告され刑の執行中（執行猶予の場合は執行猶予期間経過中）の者、又は同法令違反容疑で逮捕勾留、書類送検若しくは起訴されている者
- ⑧ 破壊活動防止法（昭和 27 年法律第 240 号）に定めるところの破壊的団体及びその構成員
- ⑨ 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（昭和 23 年法律第 122 号）に定めるところの風俗営業、性風俗関連特殊営業及びこれらに関連する業務従事者
- ⑩ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき民事再生手続の申立てがなされている者
- ⑪ その他業務委託先として適性を欠くと当支部契約担当役が判断した者又は判断する者

4 認定申請の手続

生産性訓練の実施機関として認定を受けることを希望する方は、以下の手順により認定申請を行ってください。

(1) 事業説明等の実施

生産性向上支援訓練実施機関に係る説明を希望する事業者は、電話等で下記③の口に掲げる担当部署に、事業説明を受ける希望がある旨を連絡してください。

当センターにおいて、説明日時、場所等を調整の上、当センターに来所いただくか、又は、当センター職員が訪問して、認定制度及び生産性訓練の業務等について説明を行います。

(2) 実施機関募集要領及び要領の配布日時及び場所

認定申請に必要な手続き、書類等を記載した実施機関募集要領を配布いたしますので、要領に基づいて書類を作成し、センターに申請を行ってください。

(3) 募集要領の配布

① 配布日時

随時

但し、土・日祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで。

なお、電子メールにより配布することも可能ですので、電子メールでの配布を希望する場合は、その旨を下記口まで申し出てください。

※ 申請希望者多数の場合は、募集を締め切る場合があること。

※ 電子メールの件名は「実施機関募集要領の送付依頼」とすること。

② 配布場所

神奈川県横浜市旭区南希望が丘78番地

神奈川支部関東職業能力開発促進センター

生産性向上人材育成支援センター・訓練第2課 担当：山口、秋山

TEL：045-391-2819 FAX：045-391-9699

※ 来所して募集要領を受領する場合は、来所された方の名刺

7 その他

詳細は、実施機関募集要領によること。